

11.12. 人と自然との触れ合いの活動の場

11.12.1. 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場

1) 調査

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査項目は以下のとおりとしました。

- ・ 主要な触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

② 調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行いました。

現地調査は、主要な触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握するとともに、活動内容を把握しました。

③ 調査地域及び調査地点

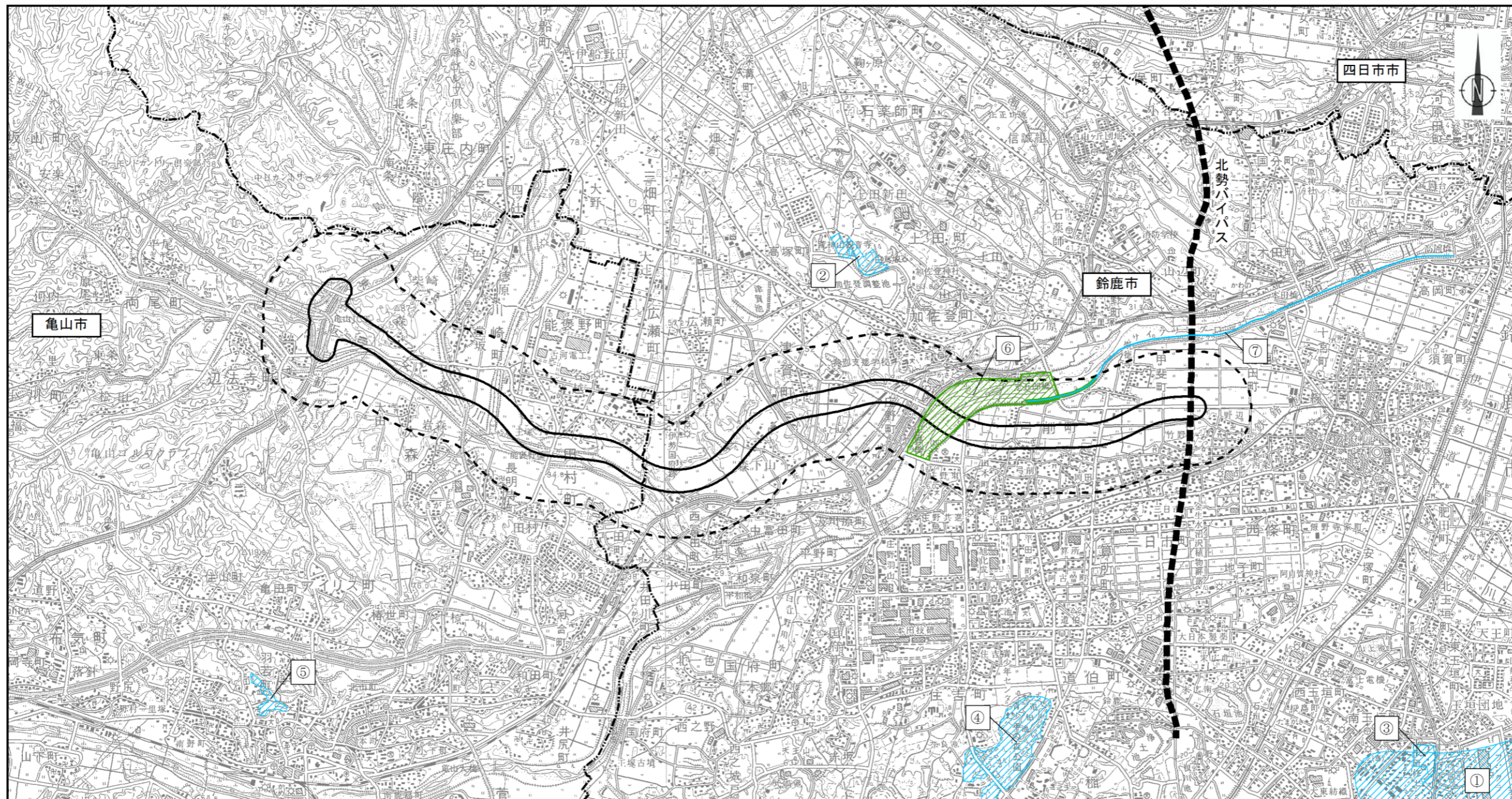
調査地域は、都市計画対象道路が触れ合い活動の場の利用性の変化、快適性の変化を生じさせる範囲(都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲を目安)において、主要な触れ合いの活動の場が分布する地域としました。

調査地点は、触れ合いの活動の場が存在する地点や都市計画対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な触れ合い活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点とし、鈴鹿川河川緑地及び鈴鹿川サイクリングロードを設定しました。

調査位置は、図 11.12-1 に示すとおりです。

④ 調査期間等

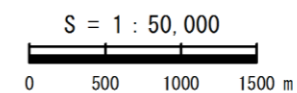
現地調査は、平成 27 年 2、4、7、10 月に実施しました。



凡例	
記号	名称
	現地調査実施区間
	文献調査実施区間
	現地調査実施範囲
	文献調査実施範囲
	調査範囲
	都市計画対象道路事業実施区域

区分	記号	名称等
人と自然との 触れ合い の活動の場	①	伊勢の海県立自然公園
	②	鈴鹿フラワーパーク
	③	桜の森公園
	④	鈴鹿青少年の森
	⑤	亀山公園
	⑥	鈴鹿川河川緑地
	⑦	鈴鹿川サイクリングロード

図番号	図 11.12-1
図名	調査地点 (人と自然との触れ合いの活動の場)



(2) 調査結果

① 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

人と自然との触れ合いの活動の場の概要については、「第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）」に示すとおりです。

人と自然との触れ合いの活動の場として現地調査することとした鈴鹿川河川緑地及び鈴鹿川サイクリングロードの概況は、表 11.12-1 に示すとおりです。

鈴鹿川河川緑地は、野球場、テニスコート等のスポーツ施設の他、遊具のあるサブセンター広場、バーベキューができる芝生広場等が整備された緑地です。

鈴鹿川サイクリングロードは、鈴鹿川河川緑地を起点とし、鈴鹿川沿いに設定されたサイクリングロードです。なお、冬季・秋季調査時は、護岸工事に伴い、調査範囲のうち定五郎橋より東側のサイクリングロードは利用できない状況でした。

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から 500m の範囲内にある、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、表 11.12-1 に示すとおりです。

これらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する分布状況は、表 11.12-2 に示すとおりです。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況は、写真 11.12-1～写真 11.12-4 に示すとおりです。

表 11.12-1 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

No	名称	所在地	面積等	主な施設
1	鈴鹿川河川緑地	鈴鹿市庄野町	15.82ha	野球場、運動広場、クリケットコート、ソフトボール場、テニスコート、シンボル広場、芝生広場、サブセンター広場、多機能芝生広場 ^{注1}
2	鈴鹿川サイクリングロード	起点：鈴鹿川河川緑地（鈴鹿市庄野町） 終点：高岡橋（鈴鹿市高岡町）	約 5km	特になし

出典：「生活ガイド 施設案内」（鈴鹿市ホームページ）

「鈴鹿川水系河川整備基本方針」（平成 20 年 6 月、国土交通省河川局）

表 11.12-2 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

名称	分布	利用の状況	利用環境の状況
鈴鹿川河川緑地	鈴鹿市庄野町（庄野橋） ～ 鈴鹿市弓削町（定五郎橋）	主に周辺住民の散歩、各種スポーツ等に利用されています。スポーツ大会も開催されています。	主に、野球場、運動広場、テニスコート、芝生広場等が利用されています。
鈴鹿川サイクリングロード	鈴鹿市庄野町（鈴鹿川河川緑地） ～ 鈴鹿市高岡町（高岡橋）	サイクリングの場として利用されています。	冬季・秋季調査時は護岸工事実施のため、河川緑地より東側は通行止めでした。



写真 11.12-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (鈴鹿川河川緑地)



写真 11.12-2 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況
(鈴鹿川サイクリングロード)



写真 11.12-3 利用の状況(鈴鹿川河川緑地)



写真 11.12-4 利用の状況(鈴鹿川サイクリングロード)

2) 予測

(1) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度や利用性・快適性の変化の程度を把握しました。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変の程度については、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源と都市計画対象道路事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握しました。

利用性の変化の程度については、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の支障の有無、支障が生じる箇所等を把握しました。また、近傍の既存道路の改変の状況より、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化を把握しました。

快適性の変化の程度については、主要な人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握しました。

② 予測地域

調査地域のうち、主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変や利用性・快適性の変化が生じる地域としました。

③ 予測対象時期等

予測対象時期は、都市計画対象道路事業の完成時において、主要な触れ合い活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期を設定しました。

(2) 予測結果

予測結果は、表 11.12-3 に示すとおりです。

表 11.12-3 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果

名称	予測結果
鈴鹿川 河川緑地	<p>【人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変】 都市計画対象道路は、鈴鹿川河川緑地の上空を橋梁により通過する予定であるため、鈴鹿川河川緑地の改変は生じないと予測されます。</p> <p>【利用性の変化】 都市計画対象道路は、鈴鹿川河川緑地の上空を橋梁により通過する予定であるため、利用性の変化は生じないと予測されます。また、近傍の既存道路は都市計画対象道路により改変されないため、主要な人と自然との触れ合い活動の場への到達時間及び距離の変化は生じないと予測されます。</p> <p>【快適性の変化】 都市計画対象道路が鈴鹿川河川緑地と交差する箇所では、橋梁の出現により上空の風景に変化が生じると予測されます。 なお、現状では日陰を形成する樹木及び施設等がない箇所に日陰を形成する橋梁ができます。</p>
鈴鹿川 サイクリン グロード	<p>【人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変】 都市計画対象道路は、最も近接する箇所で鈴鹿川サイクリングロードから約200m離れた地域を通過する予定であるため、鈴鹿川サイクリングロードの改変は生じないと予測されます。</p> <p>【利用性の変化】 都市計画対象道路は、最も近接する箇所で鈴鹿川サイクリングロードから約200m離れた地域を通過する予定であるため、鈴鹿川サイクリングロードが分断されないことから利用性の変化は生じないと予測されます。また、近傍の既存道路は都市計画対象道路により改変されないため、主要な人と自然との触れ合い活動の場への到達時間及び距離の変化は生じないと予測されます。</p> <p>【快適性の変化】 都市計画対象道路は、最も近接する箇所で鈴鹿川サイクリングロードから約200m離れた地域を通過する予定であることから、利用者の快適性の変化は生じないと予測されます。</p>

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討

予測の結果、道路の存在により主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源は改変されず、利用性及び鈴鹿川サイクリングロードの快適性はほとんど変化しないと予測されます。しかし、道路の存在により、鈴鹿川河川緑地の快適性に変化が生じると予測されます。

このことから、道路の存在による人と自然との触れ合いの活動の場への環境負荷を低減することを目的として環境保全措置を検討しました。検討した環境保全措置は、表 11.12-4 に示すとおりです。

表 11.12-4 環境保全措置の検討

環境保全措置	環境保全措置の効果	検討結果
橋梁及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討	橋梁及び道路付属物の形式、デザイン、色彩を周辺景観に配慮して決定することで、利用者の快適性の変化の低減を図ることができます。	快適性の変化の低減が見込まれることから、本措置を実施します。

(2) 検討結果の検証

環境保全措置の検討にあたっては、一般的な環境保全方針のほか、実行可能な措置を講じるものとしており、事業者により実行可能な範囲で環境影響をできる限り回避又は低減されるものと考えます。

(3) 検討結果の整理

環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 11.12-5 に示します。環境保全措置の具体化にあたっては、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえた検討を行います。

表 11.12-5 環境保全措置

実施主体	事業者
実施内容	種類 橋梁及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討
	位置 橋梁や道路付属物の設置位置
保全措置の効果	利用者の快適性の変化の低減を図ることができます。
効果の不確実性	なし
他の環境への影響	なし

(4) 事後調査

予測は、都市計画対象道路事業実施区域と人と自然との触れ合いの活動の場の分布範囲の重ね合わせにより行っており、予測の不確実性は小さいと考えます。

また、採用した環境保全措置についても、実施事例等により、効果の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価しました。

(2) 評価結果

① 回避又は低減に係る評価

予測の結果、道路の存在により主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源は改変されず、利用性及び鈴鹿川サイクリングロードの快適性はほとんど変化しないと予測されます。しかし、道路の存在により鈴鹿川河川緑地の快適性に変化が生じると予測されます。

都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、構造物は周辺環境に調和するよう工夫し良好な景観の形成に努めるとともに、人と自然との触れ合いの活動の場やその活動の保全に努める方針としています。さらに、環境保全措置として表 11.12-5 に示す橋梁及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を実施します。環境保全措置の具体化に当たっては、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえた検討を行い、利用者への影響低減に努めます。

これらのことから、道路の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。

11.13. 歴史的文化的な遺産

11.13.1. 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る歴史的文化的な遺産

1) 調査

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査項目は以下のとおりとしました。

- ・ 史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるものの状況
- ・ 埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況

② 調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行いました。

現地調査は、「史跡等の状況」について現地踏査による目視で行いました。

③ 調査地域及び調査地点

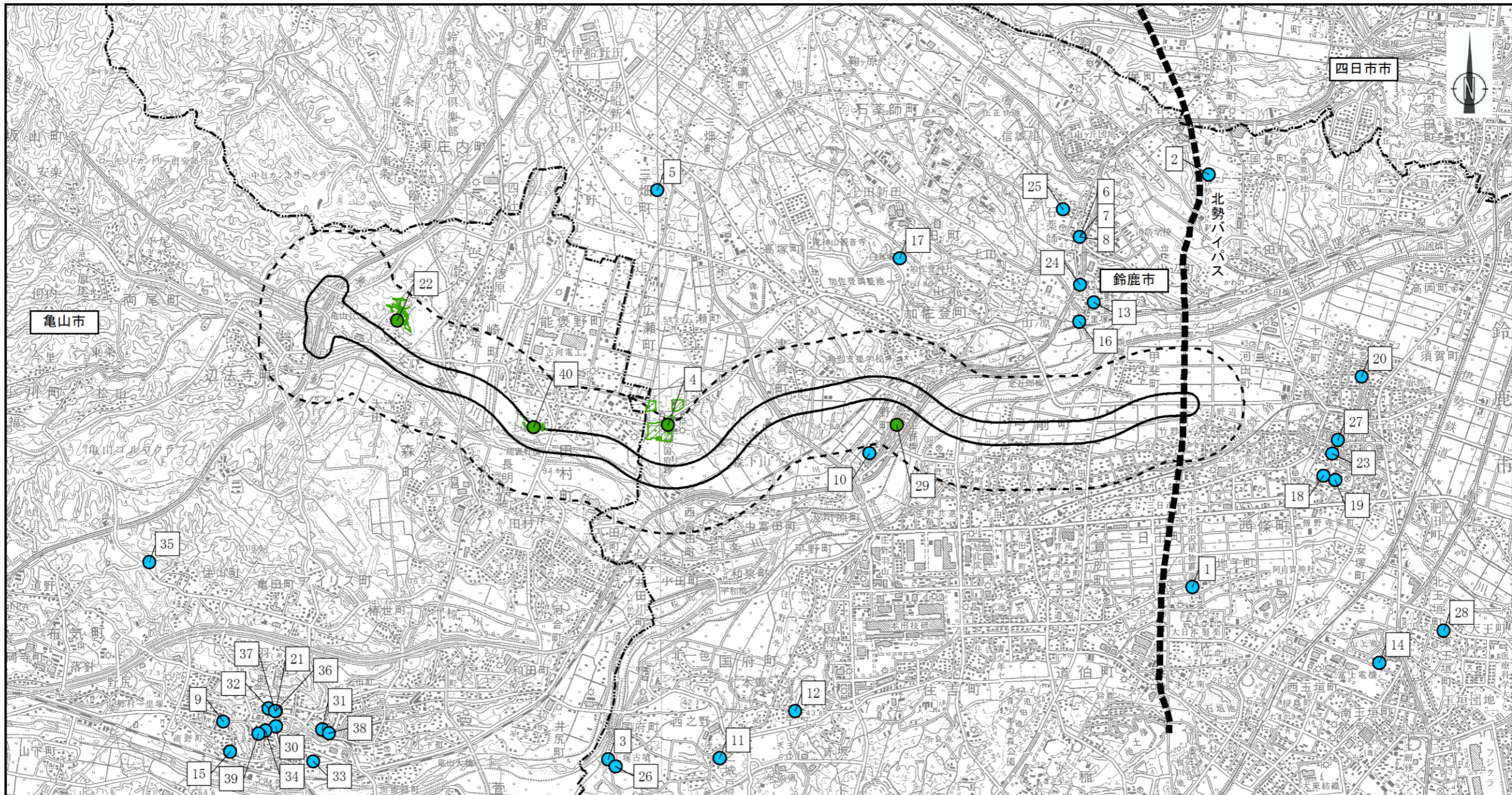
調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺の区域としました。

調査地点は、調査地域における史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点としました。

調査地域および調査地点は、図 11.13-1 に示すとおりです。

④ 調査期間等

環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間とし、現地調査は平成 27 年 10 月、平成 28 年 1 月及び平成 29 年 8 月に実施しました。



番号	区分	種別	名称	番号	区分	種別	名称	
1	国指定	天然記念物	金生水沼沢植物群落	21	県指定	史跡	旧亀山城多門櫓	
2		史跡	伊勢国分寺跡	22		峯城跡		
3		史跡	王塚古墳	23		書院		
4		史跡	伊勢国府跡	24		建造物	石薬師薬師堂	
5		鈴鹿市指定	建造物	旧北伊勢陸軍飛行場掩体	25	天然記念物	大木神社の椎の森	
6			建造物	佐佐木信綱生家主屋	26	史跡	西の野5号墳	
7			建造物	佐佐木信綱生家土蔵	27	史跡	思得之碑	
8			建造物	石薬師文庫閲覧所	28	建造物	蓮花寺鐘楼	
9			建造物	森家住宅主屋	29	建造物	旧小林家住宅	
10			亀山市指定	天然記念物	川俣神社のスタジイ	30	天然記念物	池の側松並木
11	天然記念物			西の城戸のヒイラギ	31	法因寺の左巻カヤ		
12	天然記念物			アイナシ	32	亀山神社の神スギ		
13	県指定			天然記念物	石薬師の蒲ザクラ	33	建造物	伊勢屋ソテツ
14		建造物		地蔵大マツ	34	建造物	加藤家長屋門及び土蔵	
15		建造物		宗英寺のイチョウ	35	建造物	円福寺経堂	
16		建造物		石薬師の一里塚跡	36	建造物	明治天皇行在所	
17		史跡		史跡	白鳥塚古墳	37	建造物	大久保神官邸棟門
18				史跡	神戸城跡	38	建造物	福泉寺山門
19				史跡	教倫堂跡	39	建造物	旧館家山門
20			史跡	神戸の見付	40	有識者聞き取り	能褒野王塚古墳	

凡例	
記号	名称
●	現地調査実施地点
●	文献調査実施地点
■	現地調査実施範囲
---	調査範囲
□	都市計画対象道路事業実施区域

図番号	図 11.13-1
図名	調査地点(歴史的文化的な遺産)
S = 1 : 50,000 	

(2) 調査結果

① 歴史的文化的な遺産の概況

歴史的文化的な遺産の概況は、表 4. 2-18 及び図 4. 2-13 に示すとおりです。

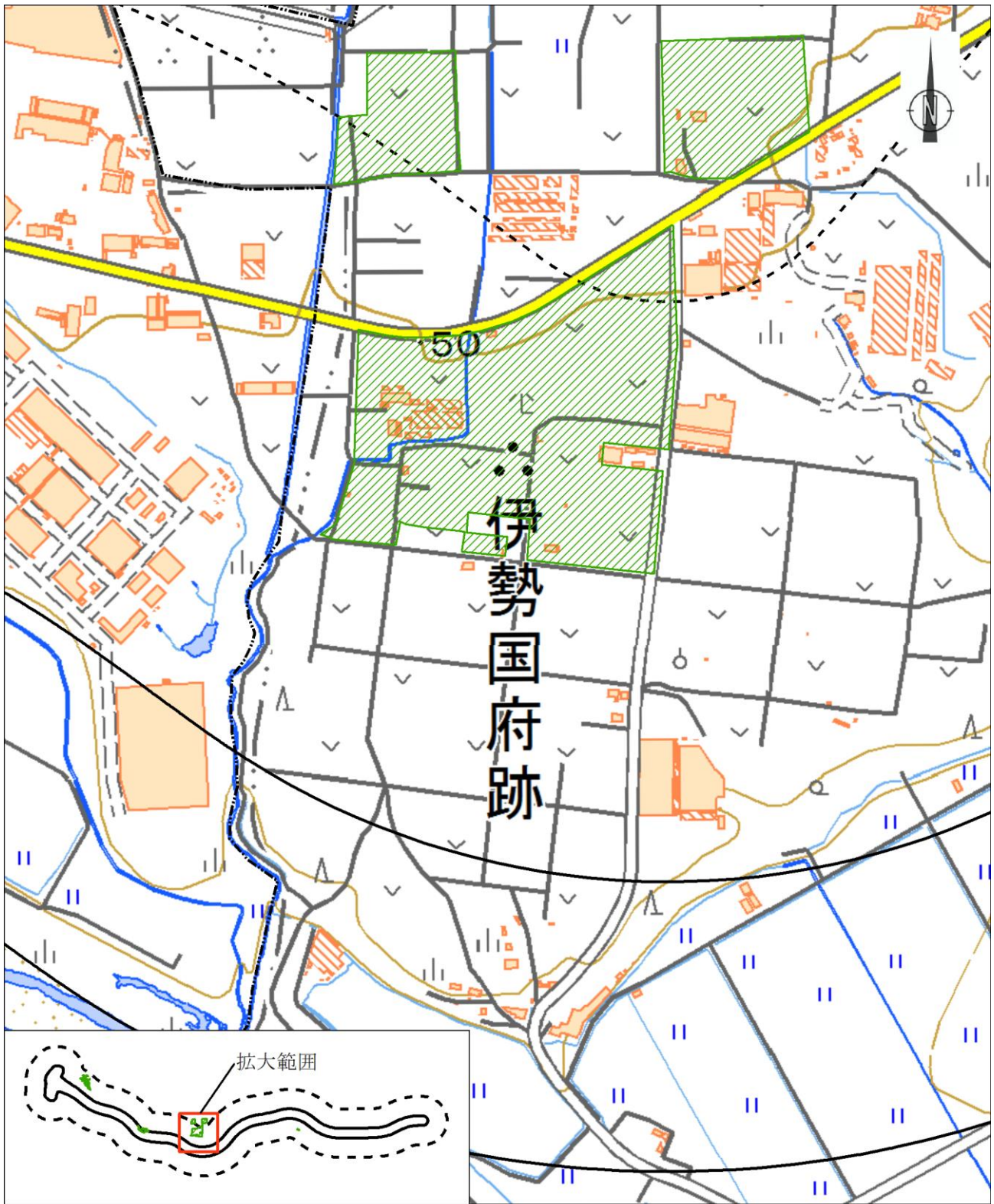
② 史跡、名勝、天然記念物等の分布、状態及び特性

都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から 500m の範囲内にある、史跡、名勝、天然記念物等は、表 11. 13-1 に示すとおりです。

これらの史跡、名勝、天然記念物等の特性は表 11. 13-1 に、分布及び状態は図 11. 13-2～図 11. 13-5、写真 11. 13-1～写真 11. 13-4 に示すとおりです。

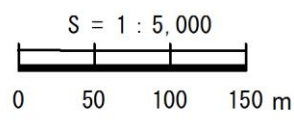
表 11.13-1 史跡、名勝、天然記念物等の分布、状態及び特性

名称	種類・指定区分	分布範囲・規模	分布・状態・特性	都市計画対象道路事業実施区域との位置関係
伊勢国府跡	国指定史跡 (平成 14 年 3 月)	三重県鈴鹿市広瀬町 ・矢下地区 (東西約 80m×南北約 110m) ・長塚地区、南野地区 (合計 73,940m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・矢下地区の政庁があった場所は、樹林であり、周辺の農地よりも 1m 程度高くなっています。 ・その他の伊勢国府跡範囲は北側・南側ともに、周辺を農地に囲まれています。 	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
峯城跡	県指定史跡 (昭和 44 年 3 月)	三重県亀山市川崎町森 4155 他	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施時点で未調査・未整備の歴史的文化的な遺産であることから、明確な範囲は不明でした。 	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
庄野宿・旧小林家住宅	鈴鹿市指定有形文化財 (平成 8 年 3 月) 庄野宿資料館として利用 (平成 10 年～)	三重県鈴鹿市庄野町 21-8	<ul style="list-style-type: none"> ・東海道五十三次の宿場である庄野宿に残る膨大な宿場関係資料の活用と旧小林家住宅の保存を進めるため、主屋の一部を創建当時の姿に復元して、平成 10 年に庄野宿資料館として地域住民等に開放されています。 ・庄野宿・旧小林家住宅は旧東海道に面していますが、旧東海道沿い及びその周辺には住宅が並んでいます。 	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
のぼの能褒野王塚古墳	日本武尊のぼの能褒野墓として治定 (明治 12 年)	三重県亀山市田村町字女ヶ坂 ・全長 90m、後円部径 54m、後円部高 9.5m、前方部 40m、前方部高 6.5m(帝室林野局、昭和 4 年) ・周辺の周溝・外堤は明治 13 年に新設・墳丘全体に修築が行われている可能性があり、現況規模をそのまま築造時期や古墳形状との断定はなし得ません。	<ul style="list-style-type: none"> ・北側及び西側は住宅としての開発がされています。 	分布範囲の多くが都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。



出典：地理院地図（国土地理院）をもとに作成

図番号	図 11.13-2
図名	史跡、名勝、天然記念物等の分布及び状態(伊勢国府跡)



凡例	
記号	名称
	現地調査実施範囲
	調査範囲
	都市計画対象道路事業実施区域



矢下地区

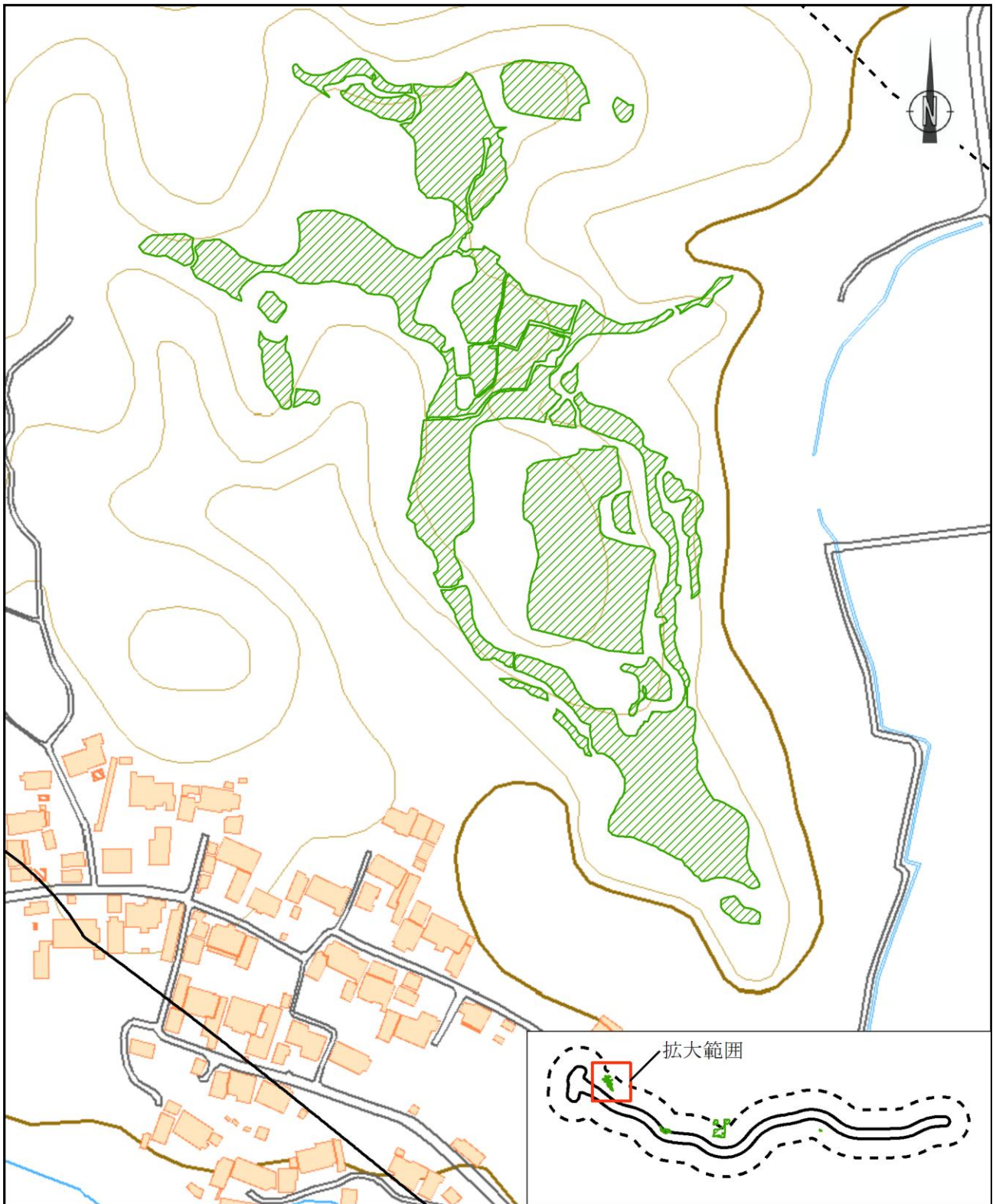


長塚地区







南野地区

写真 11.13-1 史跡、名勝、天然記念物等の分布及び状態(伊勢国府跡)



出典：地理院地図（国土地理院）をもとに作成

凡例	
記号	名称
	現地調査実施範囲
	調査範囲
	都市計画対象道路事業実施区域

図番号	図 11.13-3
図名	史跡、名勝、天然記念物等の分布及び状態(峯城跡)
S = 1 : 2,500  0 20 40 60 80 100 m	

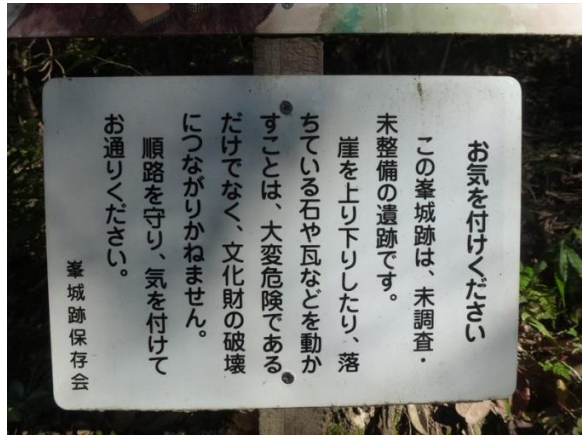


写真 11.13-2 史跡、名勝、天然記念物等の分布及び状態(峯城跡)

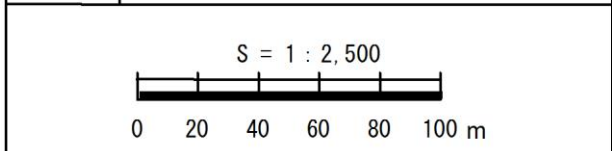


出典：地理院地図（国土地理院）をもとに作成

図番号 図 11.13-4

図名 史跡、名勝、天然記念物等の分布及び状態(庄野宿・旧小林家住宅)

凡例	
記号	名称
	現地調査実施範囲
	調査範囲
	都市計画対象道路事業実施区域





主屋・前庭



納屋・裏庭



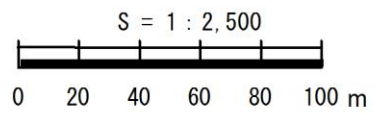
庄野宿・旧小林家住宅前から北東方向 庄野宿・旧小林家住宅前から南西方向
 (都市計画対象道路事業実施区域方向) (都市計画対象道路事業実施区域と逆方向)
 写真 11.13-3 史跡、名勝、天然記念物等の分布及び状態(庄野宿・旧小林家住宅)



出典：地理院地図（国土地理院）をもとに作成

図番号	図 11.13-5
図名	史跡、名勝、天然記念物等の分布及び状態(能褒野王塚古墳)

凡例	
記号	名称
	現地調査実施範囲
	調査範囲
	都市計画対象道路事業実施区域





外観



宅地が隣接する古墳

写真 11.13-4 史跡、名勝、天然記念物等の分布及び状態(能褒野王塚古墳^{のほの})

③ 埋蔵文化財包蔵地の分布、状態及び特性

都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から 500m の範囲内にある埋蔵文化財包蔵地は、表 11.13-2 及び図 11.13-6 に示すとおりです。

表 11.13-2 (1) 埋蔵文化財包蔵地(1/2、亀山市内)

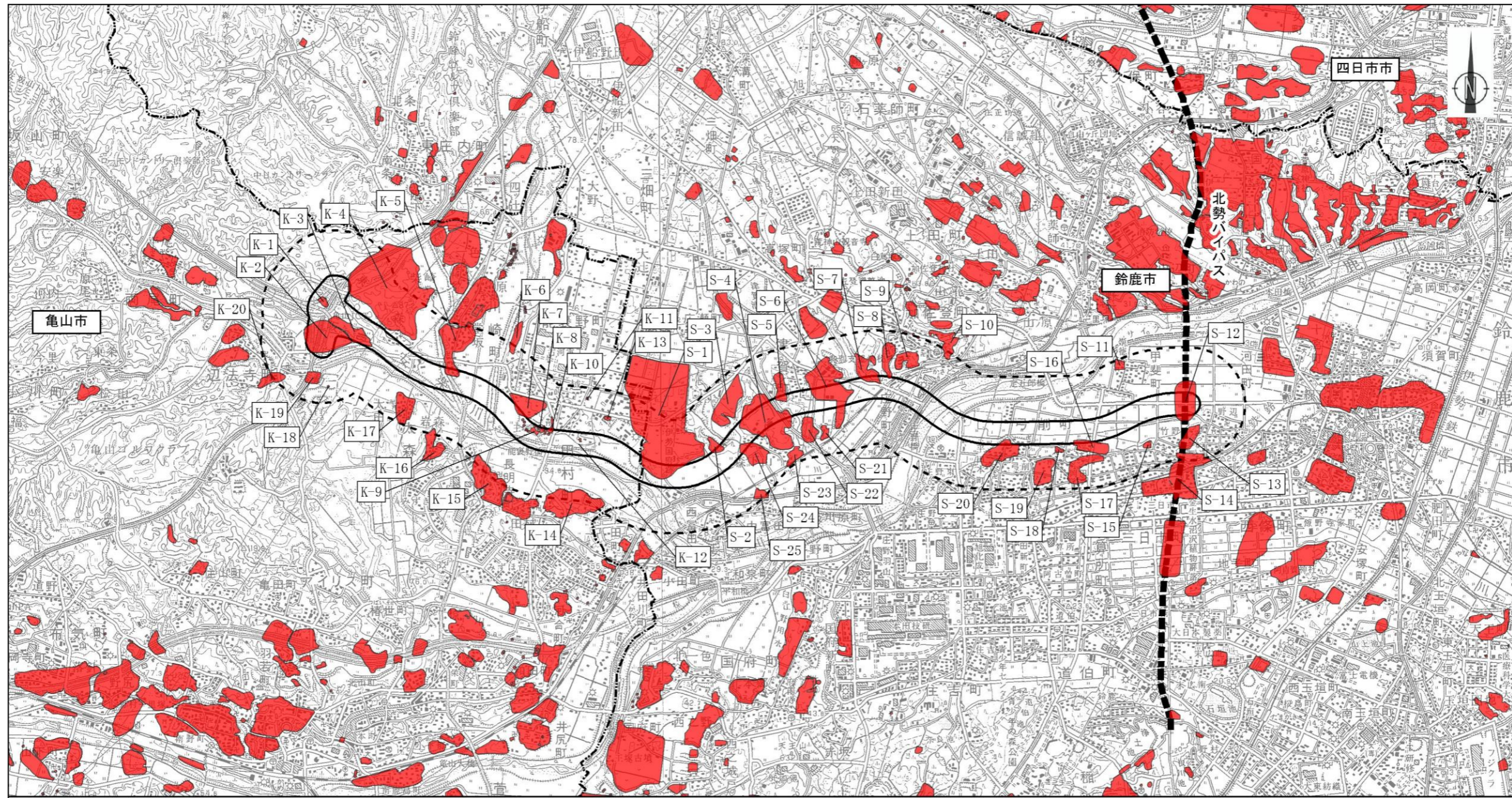
No	名称	都市計画対象道路事業実施区域との位置関係
K-1	北山城跡	分布範囲の全域が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
K-2	網中遺跡	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
K-3	落山城跡	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
K-4	峯城跡	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
K-5	梶屋敷 B 遺跡	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
K-6	六反田遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
K-7	御幣立遺跡	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
K-8	能褒野 1～17 号墳	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
K-9	能褒野王塚	分布範囲の全域が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
K-10	女ヶ坂遺跡	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
K-11	小天狗古墳	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
K-12	名越古墳	分布範囲の全域が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
K-13	東山 1～4 号墳	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
K-14	若宮遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
K-15	中一色遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
K-16	高頭遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
K-17	太田遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
K-18	青木古墳	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
K-19	野元坂館跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
K-20	原田遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-1	長者屋敷遺跡、長者屋敷南遺跡、矢下 3 号墳	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。

表中の No は、図 11.13-6 内の No に対応する。

表 11.13-2(2) 埋蔵文化財包蔵地(2/2、鈴鹿市内)

No	名称	都市計画対象道路事業実施区域との位置関係
S-1	長者屋敷遺跡、長者屋敷南遺跡、矢下3号墳	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
S-2	権現ノ下遺跡、権現ノ下古墳群(2号墳)	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
S-3	茶臼塚遺跡、茶臼塚古墳群(1号墳～5号墳)	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-4	北蟻越遺跡、蟻越古墳群(1号墳～19号墳)、森下古墳群(1号墳～11号墳)、津賀古墳群(2号墳～3号墳)	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
S-5	津賀遺跡、城館	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
S-6	津賀平遺跡、坊主山古墳	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
S-7	綺宮遺跡、綺宮1号墳	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
S-8	国立療養所遺跡、加佐登古墳群(7号墳～12号墳)	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
S-9	白鳥中学校遺跡、加佐登6号墳、城館	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-10	加佐登東部遺跡、加佐登1号墳	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-11	岡部氏館跡、城館	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-12	野辺遺跡	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
S-13	竹野遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-14	竹野一丁目遺跡、三日市東遺跡、飯野神社遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-15	竹野神社遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-16	岡田遺跡	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
S-17	岡田南遺跡、古墳	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-18	天神遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-19	岡太神社遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-20	平田遺跡、平田城跡、御門垣内古墳、城館	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
S-21	岡崎遺跡、城館	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-22	居敷遺跡、居敷古墳(1号墳～2号墳)	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-23	下代遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。
S-24	塚田遺跡	分布範囲の一部が都市計画対象道路事業実施区域に含まれます。
S-25	中富田西浦遺跡	分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。

表中のNoは、図 11.13-6内のNoに対応する。



凡例	
記号	名称
■	埋蔵文化財包蔵地
 	調査範囲
 	都市計画対象道路事業実施区域

図番号	図 11.13-6
図名	埋蔵文化財包蔵地の分布
S = 1 : 50,000 	

2) 予測

(1) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行いました。

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

③ 予測対象時期等

予測対象時期は、環境影響を的確に把握できる時期としました。

(2) 予測結果

① 史跡、名勝、天然記念物等

予測結果は、表 11.13-3 に示すとおりです。

表 11.13-3(1) 歴史的文化的な遺産の予測結果

名称	予測結果
伊勢国府跡	<p>【分布又は成立環境の改変の程度】</p> <p>[工事の実施]</p> <p>伊勢国府跡への主要なアクセスは矢下地区東側の駐車場からと想定されますが、その周辺に工事施工ヤード及び工事用道路は設置されない予定であるため、伊勢国府跡へのアクセスに影響は生じないと予測されます。</p> <p>[道路の存在]</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域は、最も近接する箇所で伊勢国府跡から約 200m 離れた地域を通過する予定であるため、伊勢国府跡の改変は生じないと予測されます。</p> <p>【事例の引用又は解析】</p> <p>伊勢国府跡へのアクセスに影響は生じないと予測され、伊勢国府跡の改変は生じないと予測されることから、事例の引用又は解析は実施しません。</p>
峯城跡	<p>【分布又は成立環境の改変の程度】</p> <p>[工事の実施]</p> <p>峯城跡への主要なアクセスは峯城跡の北東の農道及び南東の道路からと想定されますが、その周辺に工事施工ヤード及び工事用道路は設置されない予定であるため、峯城跡へのアクセスに影響は生じないと予測されます。</p> <p>[道路の存在]</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域は、最も近接する箇所で峯城跡から約 170m 離れた地域を通過する予定であるため、峯城跡の改変は生じないと予測されます。</p> <p>【事例の引用又は解析】</p> <p>峯城跡へのアクセスに影響は生じないと予測され、峯城跡の改変は生じないと予測されることから、事例の引用又は解析は実施しません。</p>

表 11.13-3(2) 歴史的文化的な遺産の予測結果

名称	予測結果
庄野宿・旧小林家住宅	<p>【分布又は成立環境の改変の程度】 [工事の実施] 庄野宿・旧小林家住宅への主要なアクセスは庄野宿・旧小林家住宅に接する道路のうち、北側にある道路からと想定されますが、その周辺に工事施工ヤード及び工事用道路は設置されない予定であるため、庄野宿・旧小林家住宅へのアクセスに影響は生じないと予測されます。 [道路の存在] 都市計画対象道路事業実施区域は、最も近接する箇所では庄野宿・旧小林家住宅から約 210m 離れた地域を通過する予定であるため、庄野宿・旧小林家住宅の改変は生じないと予測されます。 都市計画対象道路事業実施区域は中景に位置しています。都市計画対象道路事業の実施により、図 11.13-7 に示す都市計画対象道路の橋梁が出現しますが、周辺の住宅と同程度の高さに見え、水沢扇状地の稜線を乱さないことから、庄野宿・旧小林家住宅からの眺望景観の変化の程度は小さいと予測されます。 【事例の引用又は解析】 庄野宿・旧小林家住宅へのアクセスに影響は生じないと予測され、庄野宿・旧小林家住宅の改変は生じないと予測されることから、事例の引用又は解析は実施しません。</p>
能褒野王塚古墳	<p>【分布又は成立環境の改変の程度】 [工事の実施] 能褒野王塚古墳への主要なアクセスは東側の道路からと想定されますが、その周辺に工事施工ヤード及び工事用道路は設置されない予定であるため、能褒野王塚古墳へのアクセスに影響は生じないと予測されます。 [道路の存在] 都市計画対象道路事業実施区域は、能褒野王塚古墳及び住宅等に隣接する小さな古墳を含みますが、一般的な環境保全の方針として、都市計画対象道路の平面計画は古墳を避けた計画とするため、改変は生じません。 【事例の引用又は解析】 能褒野王塚古墳へのアクセスに影響は生じないと予測され、能褒野王塚古墳の改変は生じないと予測されることから事例の引用又は解析は実施しません。</p>



図 11.13-7 庄野宿・旧小林家住宅からの眺望

② 埋蔵文化財包蔵地

都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から 500m の範囲内にある埋蔵文化財包蔵地に対する予測結果は、表 11.13-4 に示すとおりです。

表 11.13-4 (1) 歴史的文化的な遺産の予測結果(埋蔵文化財包蔵地：事業実施区域外)

No	名称	予測結果
K-6	六反田遺跡	<p>【分布又は成立環境の改変の程度】</p> <p>[工事の実施] これらの埋蔵文化財包蔵地の分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域に含まれません。 そのため、工事の実施による影響は生じないと予測されます。</p> <p>[道路の存在] 都市計画対象道路事業実施区域は、これらの埋蔵文化財包蔵地から離れた地域を通過する予定であるため、これらの埋蔵文化財包蔵地の改変は生じないと予測されます。</p> <p>【事例の引用又は解析】 これらの埋蔵文化財包蔵地の分布範囲は都市計画対象道路事業実施区域に含まれないと予測されることから、事例の引用又は解析は実施しません。</p>
K-11	小天狗古墳	
K-13	東山 1～4 号墳	
K-14	若宮遺跡	
K-15	中一色遺跡	
K-16	高頭遺跡	
K-17	太田遺跡	
K-18	青木古墳	
K-19	野元坂館跡	
K-20	原田遺跡	
S-3	茶臼塚遺跡	
S-9	白鳥中学校遺跡	
S-10	加佐登東部遺跡	
S-11	岡部氏館跡	
S-13	竹野遺跡	
S-14	竹野一丁目遺跡、三日市東遺跡、飯野神社遺跡	
S-15	竹野神社遺跡	
S-17	岡田南遺跡	
S-18	天神遺跡	
S-19	岡太神社遺跡	
S-21	岡崎遺跡	
S-22	居敷遺跡	
S-23	下代遺跡	
S-25	中富田西浦遺跡	

表中の No は、図 11.13-6 内の No に対応する。

表 11.13-4(2) 歴史的文化的な遺産の予測結果(埋蔵文化財包蔵地：事業実施区域内(改変区域外))

No	名称	予測結果
K-4	峯城跡	<p>【分布又は成立環境の改変の程度】</p> <p>[工事の実施]</p> <p>これらの埋蔵文化財包蔵地の分布範囲は、一部または全域が都市計画対象道路事業実施区域に含まれますが、都市計画対象道路の平面計画は埋蔵文化財包蔵地を避けた計画とするため、これらの埋蔵文化財包蔵地に改変は生じません。</p> <p>そのため、工事の実施による影響は生じないと予測されます。</p> <p>[道路の存在]</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域は、これらの埋蔵文化財包蔵地の一部または全域を含みますが、これらの埋蔵文化財包蔵地に改変は生じません。</p> <p>【事例の引用又は解析】</p> <p>これらの埋蔵文化財包蔵地の分布範囲は、都市計画対象道路事業実施区域の一部または全域が含まれるものの、都市計画対象道路の平面計画は埋蔵文化財包蔵地を避けた計画とするため、これらの埋蔵文化財包蔵地に影響は生じないと予測されることから、事例の引用又は解析は実施しません。</p>
K-5	県屋敷B遺跡	
K-7	御幣立遺跡	
K-8	能褒野1~17号墳	
K-9	能褒野王塚	
K-10	女ヶ坂遺跡	
K-12	名越古墳	
S-2	権現ノ下遺跡	
S-5	津賀遺跡	
S-7	綺宮遺跡	
S-8	国立療養所遺跡	
S-16	岡田遺跡	
S-20	平田遺跡、平田城跡	
S-24	塚田遺跡	

表中のNoは、図 11.13-6 内のNoに対応する。

表 11.13-4(3) 歴史的文化的な遺産の予測結果(埋蔵文化財包蔵地：改変区域内)

No	名称	予測結果
K-1	北山城跡	<p>【分布又は成立環境の改変の程度】</p> <p>[工事の実施]</p> <p>これらの埋蔵文化財包蔵地の分布範囲は、一部が都市計画対象道路の平面計画(改変区域)に含まれます。埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、文化財保護法の規定に基づき対処することとしています。工事の実施による影響が生じる可能性があります。</p> <p>[道路の存在]</p> <p>これらの埋蔵文化財包蔵地の分布範囲は、一部が都市計画対象道路の平面計画(改変区域)に含まれます。工事中には文化財保護法に基づく対処を行うこととしています。道路の存在による影響が生じる可能性があります。</p> <p>【事例の引用又は解析】</p> <p>これらの埋蔵文化財包蔵地の分布範囲は都市計画対象道路の平面計画(改変区域)の一部が含まれるものの、埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、文化財保護法の規定に基づき対処することとしているため、事例の引用又は解析は実施しません。</p>
K-2	網中遺跡	
K-3	落山城跡	
S-1	長者屋敷遺跡、長者屋敷南遺跡、八下3号墳	
S-4	北蟻越遺跡	
S-6	津賀平遺跡	
S-12	野辺遺跡	

表中のNoは、図 11.13-6 内のNoに対応する。

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討

予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳を除く史跡、名勝等は、都市計画対象道路事業実施区域から離れていることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。また、都市計画対象道路事業実施区域内に含まれる能褒野王塚古墳は、一般的な環境保全の方針として、都市計画対象道路の平面計画は古墳を避けた計画とすることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。

埋蔵文化財包蔵地のうち六反田遺跡、小天狗古墳及び茶臼塚遺跡等の 24 箇所は都市計画対象道路事業実施区域から離れていることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。また、峯城跡、県屋敷 B 遺跡及び権現ノ下遺跡等の 14 箇所は、一部または全域が都市計画対象道路事業実施区域内に含まれますが、都市計画対象道路の平面計画は埋蔵文化財包蔵地を避けた計画とすることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。したがって、これらの埋蔵文化財包蔵地については環境保全措置を検討しないこととしました。

一部が都市計画対象道路の平面計画（改変区域）に含まれる北山城跡、網中遺跡、北蟻越遺跡等の 7 箇所について、埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）の規定に基づき対処し、必要に応じて環境保全措置を検討します。

表 11.13-5 環境保全措置の検討

環境保全措置	保全対象	環境保全措置の効果	検討結果
発掘調査による影響の詳細な検討	表 11.13-4 (3)に記載する埋蔵文化財包蔵地	検討結果をもとに適切な措置を講じることで、影響を回避または低減できます。	工事実施前に埋蔵文化財の発掘調査を実施し、影響が想定される場合には、必要な措置を講じるものとします。

(2) 検討結果の検証

環境保全措置の検討にあたっては、実行可能な措置を講じるものとしており、事業者により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減されるものと考えます。

(3) 検討結果の整理

環境保全措置の実施主体、実施内容、効果などは、表 11.13-6 に示すとおりです。

表 11.13-6 環境保全措置（発掘調査による影響の詳細な検討）

実施主体	事業者	
実施内容	種類	発掘調査による影響の詳細な検討
	位置	表 11.13-4 (3)に記載する埋蔵文化財包蔵地
保全対象	表 11.13-4 (3)に記載する埋蔵文化財包蔵地	
環境保全措置の効果	検討結果をもとに適切な措置を講じることで、影響を回避または低減できます。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

(4) 事後調査

予測は、都市計画対象道路事業実施区域と埋蔵文化財包蔵地の分布範囲の重ね合わせにより行っており、予測の不確実性は小さいと考えられます。また、採用する環境保全措置についても、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）の規定に基づき検討するため、効果に係る知見が蓄積されていることから、事後調査は実施しません。

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

道路等の設置、並びに道路の存在に係る史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価しました。

(2) 評価結果

① 回避又は低減に係る評価

予測の結果、歴史的文化的な遺産のうち能褒野王塚古墳を除く史跡、名勝等は、都市計画対象道路事業実施区域から離れていることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと考えられます。また、都市計画対象道路事業実施区域内に含まれる能褒野王塚古墳は、一般的な環境保全の方針として、都市計画対象道路の平面計画は古墳を避けた計画とすることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと考えられます。

埋蔵文化財包蔵地のうち六反田遺跡、小天狗古墳及び茶臼塚遺跡等の 24 箇所は都市計画対象道路事業実施区域から離れていることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。

一部または全域が都市計画対象道路事業実施区域内に含まれる峯城跡、梶屋敷 B 遺跡及び権現ノ下遺跡等の 14 箇所は、都市計画対象道路の平面計画は埋蔵文化財包蔵地を避けた計画とすることから、工事の実施及び道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。

一部が都市計画対象道路の平面計画（改変区域）に含まれる北山城跡、網中遺跡、北蟻越遺跡等の 7 箇所については、埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）の規定に基づき対処することとし環境保全措置として必要に応じ、発掘調査による影響の詳細な検討を行い、影響が想定される場合には、適切な措置を講じます。

なお、都市計画対象道路は、一般的な環境保全の方針として、歴史的文化的な遺産への影響を回避又は低減するために、できる限り史跡等の通過を避けた計画としています。また、工事中に埋蔵文化財等が発見された場合は、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）の規定に基づき対処する方針としています。

これらのことから、工事の実施及び道路の存在に係る歴史的文化的な遺産の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。

11.14. 廃棄物等

11.14.1. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等

1) 調査

予測及び評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の把握により調査しました。

2) 予測

(1) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設副産物の種類毎の概略の発生及び処分
の状況を予測しました。

② 予測地域

予測地域は、廃棄物等が発生する都市計画対象道路事業実施区域を基本としました。

③ 予測対象時期等

予測対象時期は、廃棄物等の発生する期間としました。

(2) 予測結果

予測結果は、表 11.14-1 に示すとおりです。

予測の結果、本事業で発生すると予測される建設発生土は約 4.4 万地山 m³ であり、全
てを都市計画対象道路事業実施区域内の路体盛土として再利用する計画としています。
そのため、切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の影響は、極めて小さいと
予測されます。

表 11.14-1 建設発生土の予測結果

工事に伴い 発生する量		都市計画対象道路事業 実施区域内での利用量		都市計画対象道路事業実施区域外に 搬出する量	
土工 (地山 m ³)	合計 (地山 m ³)	土工 (地山 m ³)	利用率	建設発生土量(運 搬土量)(地山 m ³)	搬出率
43,547	43,547	43,547	100.0%	0	0.0%

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討

予測の結果、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事の実施により建設発生土が発生しますが、全てを都市計画対象道路事業実施区域内の路体盛土として再利用する計画としているため、影響は極めて小さいと考えられます。

このことから、切土工等又は既存の工作物の除去による廃棄物等に対する環境保全措置は検討しないこととしました。

(2) 事後調査

予測は、都市計画対象道路事業の実施に伴う建設副産物の発生量について定量的に予測しており、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は実施しません。

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価しました。

(2) 評価結果

① 回避又は低減に係る評価

予測の結果、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事の実施により建設発生土が発生しますが、全てを都市計画対象道路事業実施区域内の路体盛土として再利用する計画としているため、影響は極めて小さいと考えられます。

なお、建設工事に伴う副産物は、一般的な環境保全の方針として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号)等の規定に基づき再利用に努めるとともに適正に処理する計画としています。また、建設廃棄物の処理に当たっては、種類別の分別を徹底することにより減量化に努め、再利用可能なものについては積極的に再利用を図り、再資源化又は有価物としての使用に努め、再利用不可能なものについては適正に処理・処分する方針としています。工事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理します。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺的生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減します。

これらのことから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。